

# 苧田町分別収集計画

## 【第10期】

《令和5年度～令和9年度》

# 苅田町分別収集計画

## 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)	4
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第7号)	4

# 荊 田 町 分 別 収 集 計 画

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町においては、平成7年3月「荊田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」を全面的に改正し、ごみの排出抑制、再利用の促進等に関して行政、事業者及び住民に対する責務を明言化し、ごみの減量化、再利用の促進に努めてきたところである。

さらに、「循環型社会」の必要性を十分認識するとともに、将来を見通した一般廃棄物の適正処理を念頭に置き、これまで焼却処分され再利用出来なかった可燃物については、平成10年度に稼動を開始した固形燃料化施設により燃料として資源化しているところである。

また、この間「循環型社会形成推進基本法」などの法律が成立し、循環型社会の構築に向けた動きが本格化しており、これに対応するため平成17年度「荊田町一般廃棄物処理基本構想」を策定し本町の現状を踏まえ循環型社会を目指した施策や施設整備について検討していきます。

本計画はこの固形燃料化を前提に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後は、本計画の円滑な推進により、一般廃棄物の減量や再生資源の十分な利用などを図り、更なる循環型社会の構築を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ①ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ②リサイクル型の分別収集体系の整備
- ③住民による自主的なリサイクル運動の支援
- ④廃棄物の適正処理の推進
- ⑤全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5ケ年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトルを対象とする。飲料用紙製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装については、その他の可燃ごみと併せて、RDF（固形燃料）化する。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	2,640t	2,630t	2,620t	2,610	2,600t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図る。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場に平成16年度に策定された環境未来図（荻田町環境基本計画）等を活用した環境教育や町民、事業者に対してはごみ排出量やごみ処理に要する経費等やごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

##### ①資源回収助成金制度

町民の自主的なリサイクル運動を育成するため、資源物（紙・段ボール類）の回収量に応じて助成金を支給する。

##### ②啓発活動の充実

ごみ問題を考えるシンポジウムの開催、小学生へのごみについての学習、広報誌やチラシによる広報活動を展開する。また、町民による廃傘を利用したマイバッグの制作などの支援を行いマイバッグキャンペーンの推進を図る。

#### 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他のガラス製容器</li> </ul>	ガラスびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

	R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度	
主として鋼製の容器包装（スチール）	29t		29t		29t		28t		27t	
主としてアルミニウム製の容器包装	77t		78t		78t		79t		80t	
無色のガラス製の容器	(合計) 97t		(合計) 97t		(合計) 96t		(合計) 97t		(合計) 96t	
	(引渡) 82t	(独自) 15t	(引渡) 81t	(独自) 16t	(引渡) 80t	(独自) 16t	(引渡) 81t	(独自) 16t	(引渡) 81t	(独自) 15t
茶色のガラス製の容器	(合計) 94t		(合計) 94t		(合計) 93t		(合計) 94t		(合計) 95t	
	(引渡) 79t	(独自) 15t	(引渡) 78t	(独自) 16t	(引渡) 78t	(独自) 15t	(引渡) 79t	(独自) 15t	(引渡) 79t	(独自) 16t
その他のガラス製の容器	(合計) 44t		(合計) 43t		(合計) 43t		(合計) 43t		(合計) 43t	
	(引渡) 37t	(独自) 7t	(引渡) 36t	(独自) 7t	(引渡) 36t	(独自) 7t	(引渡) 36t	(独自) 7t	(引渡) 36t	(独自) 7t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 140t		(合計) 140t		(合計) 140t		(合計) 140t		(合計) 140t	
	(引渡) 140t	(独自) 0t	(引渡) 140t	(独自) 0t	(引渡) 140t	(独自) 0t	(引渡) 140t	(独自) 0t	(引渡) 140t	(独自) 0t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績から算定

また、令和9年度までの推計人口は次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
37,400人	37,450人	37,500人	37,550人	37,600人

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール	資源物 (空き缶)	町委託業者 が回収を行 う	平成20年7月より 菟田町リサイクル センターにて選別 保管
	アルミニウム			
びん	無色ガラス	資源物 (空きびん)		
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
ペットボトル	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てるためのもの	資源物 (ペットボトル)		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

缶、びん、ペットボトルについては、平成20年7月から菟田リサイクルセンターで分別収集・選別を開始している。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

一般公募を含む町民代表、学識経験者等で構成する廃棄物減量等推進審議会において一般廃棄物の減量及び再利用等について審議を行ない、その答申を受けて、分別収集システム等について抜本的な見直しを行う。

・育成会等の町民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、集積場所等の貸与などの支援を行う。